

令和7年度平川市経営改善支援事業補助金

市または公益財団法人21あおもり、青森県よろず支援拠点で開催する経営相談会（以下「経営相談会」）を経て経営改善に取り組む市内事業者に対して、取組事業に係る経費の一部を補助します。

対象者

市内に本社又は事業所を置く事業者
※法人以外の農業者、金融・保険業は対象外です。

対象事業

次のいずれかの取組事業が対象になります。
(1)経営改善により売上回復が見込まれる事業
(2)新商品・新サービスの開発、既存商品・サービス等の改良により、経営改善が見込まれる事業
※経営相談会において助言・精査された事業及び令和8年3月31日までに完了する事業が対象となります。

対象経費

対象事業を行うために発生する下記の経費が対象です。

経費区分	例
①広告宣伝費	宣伝広告に要する経費
②印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費
③報償費	外部専門家、アドバイザーに対する謝金
④委託費	市場動向等調査費、デザイン、WEBページ制作等外部に委託する経費
⑤備品購入費・リース料	取組事業を行うために必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費 等 (補助対象経費の50%以内)
⑥工事請負費	取組事業を行うために必要な店舗・施設の改装・改修工事(建物及び建物附帯設備の修繕は除く)に要する経費 等

補助金額

○補助率:2分の1以内
○補助上限額 (1)個人事業主 10万円
(2)法人 20万円

申請期限

令和8年2月27日(金)まで

要件

(1)経営相談会において助言・精査された事業であること
※平川市を会場とする相談会は月1回開催しています。
(2)現に事業を営んでおり、かつ、今後3年以上事業を営む予定であること
(3)令和6年(法人においては令和6年度)の確定申告を行っていること
(4)住民税等の滞納がないこと
※個人事業主の場合は世帯員全員の滞納がないこと 等

申請・問合せ先

〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6
平川市役所経済部商工観光課
商工観光係 TEL:0172-55-5732(直通)

裏面もご覧ください

申請手続きの流れ

申請者

経営相談会への参加

※経営改善について、コーディネーターへご相談ください。

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③収支予算書(様式第3号)
- ④定款、規約等
- ⑤見積書の写し
- ⑥直近の税申告書の写し
- ⑦住民税等収納状況調査同意書
※市外に住所のある個人事業者は、世帯全員分の納税証明書が必要。
- ⑧個人情報の提供に関する同意書

申請期限: 令和8年2月27日
※事業完了は3月31日まで

この他に書類の提出を求める場合があります。

市

平川市

21あおもり
商工会

採択

市から交付決定通知書を郵送

申請内容について、平川市と21あおもり(よろず支援拠点)、商工会が連携して審査します。

申請から2~3週間程度

申請者

事業を実施し、完了した後に提出

- ①実績報告書(様式第7号)
- ②事業実績書(様式第8号)
- ③収支精算書(様式第9号)
- ④領収書の写し等
- ⑤実施状況を示す写真等

**実績報告期限: 完了後30日以内又は
令和8年4月30日の
いずれか早い方**

この他に書類の提出を求める場合があります。

市

市から交付額確定通知書を郵送

申請者

- ①補助金請求書(様式第6号)
- ②振込先通帳の写し

補助金の支払い(口座振込)

事業実施状況報告(3年間)

留意点

・事業内容等に変更があった場合は、必ず商工観光課に事前相談してください。事前相談が無い場合は、補助金の交付決定が取り消しになる場合があります。

その他

・申請書類は、市ホームページ又は商工観光課窓口にて用意しております。
・申請にあたっては、要綱やQ&Aをご覧ください。

表面もご覧ください